

平成 21 年 4 月 24 日現在

研究種目： 若手研究（B）
 研究期間： 2006～2008
 課題番号： 18720191
 研究課題名（和文） 明清期における礼学と「社会における礼教の普及」に関する研究
 研究課題名（英文） The Study of Confucian Ritualism in late imperial China
 研究代表者
 佐々木 愛（SASAKI MEGUMI）
 島根大学 法文学部 准教授
 研究者番号： 00362905

研究成果の概要：

本研究は、「宋代以後、明清期にかけて、社会に礼教が普及した」とする「通説」に対して、明清の礼マニユアルや礼説、法律とその適用などから検証し、通説は修正が必要であることを明かにしたものである。上記の視角は、朱熹『家礼』の普及がその根拠となっていたが、本研究では、『家礼』普及の実例と位置づけられていた丘濬『家礼儀節』が、朱熹『家礼』の根本原理となっている儀礼の実践を否定した書であることを明かにした。また、殺死姦夫律の検討を通して、国制と法は道徳とは別個の論理をそれぞれもっており、三者が一体となって礼教化を進めるという構造にはなっていなかったことを明らかにした。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	900,000	0	900,000
2007年度	700,000	0	700,000
2008年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	2,100,000	150,000	2,250,000

研究分野：中国史学

科研費の分科・細目：史学・東洋史

キーワード：中国史 中国哲学 中国法

1. 研究開始当初の背景

近年の近世中国思想史研究では、国内外で礼学への関心が高まっている。その理由は、従来の思想史研究が、第一に「西洋哲学」の分析枠組みを準用したため觀念史に偏っていたこと、第二に 高名な思想家の思想の高みの頂点を、尾根に沿って繋いでいくような危うさがあったことへの反省であった。そして近年

の研究では、思想を歴史的に社会的により広いコンテクストにすえて分析することが目指されている。その関心のもと、礼学という分野は、以下二点において有用である。第一。儒教の社会秩序論であり、思想家たちが社会をどのように秩序づけようと考えていたかという、従来の思想史研究で欠落した分野を補い、思想史研究の幅を広げることが出来る。

第二。儒教思想の果たした社会的機能を問い、思想を社会という広いコンテクストにおくことが可能である。

さて、現在礼学研究をリードする小島毅氏は「明代は礼教が社会に浸透した時代」との認識を示し、また伊東貴之氏は小島氏の認識を踏まえて「宋-清は礼教の社会への浸透期であり、その間の思想史は修養から礼教へと捉えられる」と論じる。しかし氏らの研究には、明・清期の思想家たちの礼の議論について、全くといってよいほど分析を行っていないこと、そして推論の前提となる朱子学の礼の理解が、宗族研究の認識に適合させることが優先され、結果として、礼と宗族との「固定的物語化」を生んでいる、という点で問題があった。

この現状に鑑み、明清の礼学のテキストに即し、具体的に分析を行えば、思想と社会が切り結ぶ新たな歴史像が描けることが期待できる。また、礼教の普及には、法（裁判）とその施行如何の関係するところ大であるので、分析にあたっては法と礼との関係も視野に納めるべきであると考えられる。

2. 研究の目的

(1) 従来全くといってよいほど研究されていなかった、明清期の実践礼学の内容とその思想史的展開を明らかにすることにより、礼学の側面から思想史を描く。

(2) 現在、学界の一部で主張されながらも、実証を欠き推測の域を出ていない「明清期における礼教の浸透」という「通説」について、当否を含め、その具体的諸相を明らかにする。

3. 研究の方法

一、明清の『家礼』に関するマニュアルや言説を収集し、朱熹『家礼』との比較分析を行う。その際、当面、朱熹『家礼』から継承した礼、変容した礼、否定された礼等に分類

し、特に変容・否定に分類された礼について考察を進める。

二、道徳に関わる律をとりあげ、成立の由来、礼との関係、適用のありかた等について分析を行う。

4. 研究成果

一に礼学研究として「明代における朱子学的宗法復活の挫折-丘濬『家礼儀節』を中心に-」(『社会文化論集』5号)を発表した。従来、中国近世における冠婚葬祭の正統的マニュアルは朱熹『家礼』であるが、丘濬本は朱熹『家礼』の精神を継承し、ただ器物等の点でより実践しやすくした、という朱熹『家礼』の注釈書的な書であり朱熹『家礼』普及の立て役者とみなされてきた。しかしながら本論文は、丘濬『家礼儀節』においては、朱熹『家礼』の根幹である宗法が、現実の家族親族観念と乖離しているため実践不可能として、完全に骨抜き・棚上げされていることを明らかにした。この事実は、従来の通説である、朱熹『家礼』が宋代社会の現状に即した儀礼であるという理解に真っ向から訂正を迫る事実である。さらに丘濬は、後継養子の座を狙っての紛争が多発していることから、後継養子を支える礼でもある宗法は全階層のものが実践すべき礼ではないと主張していたことを指摘していることも明らかにした。朱熹『家礼』は成立後そのまま社会に普及していきけるような性格の儀礼ではなかったこと、そして礼意の普及が必ずしも教化を意味するわけではないこと、等を明かにした。本研究は「社会における礼教の普及」という「通説」に修正を迫ったという点で意義と重要性を持つ。

また、礼教の普及という問題については、法（刑罰）とその施行という観点からの研究が必要であるとの見地から、法と礼に関する研究も進めた。清明集研究会のメンバーとともに清明集訳註作業を進め、2007年には「清明集与宋代社会」専題国際研究交流会と題し、台

北・台湾大学で清明集研究会を開催し、台湾・中国大陸・韓国の諸学者とともに清明集解釈について検討し、また「清明集与思想史研究」と題する小報告を行うなど、清明集について議論した。それらの研究の一旦は『名公書判清明集（官吏門）訳註稿・上』として結実した。また2008年に「不倫した妻は殺せるか」（第一回中国史国際研究交流会）、「国制、法、そして道徳の間」（韓国中国学会、大韓民国ソウル市）と国際学会で研究発表を行い、それぞれ『第二八届韓国中国学会研究報告論文集』、『上智史学』53号にて発表した。従来、殺死姦夫律は、姦通を犯した妻を殺害する権利を夫に付与したものと理解されていたが、本論文では、従来の理解では法と国制が反すること、本律が存在しているのは、中国法というものが個々の悪行を分類し個別ケースごとに刑罰を設定するという性格に由来すること、そして本律は適用条件が厳しく守られ、実際にはほとんど適用できなかったことを指摘し、国制と法とが一体となって礼教化を進める体制にはなかったことを明かにした。本研究は、礼教化という問題を、国制と法という視角から考察し、そして「社会における礼教の普及」という通説に修正を迫ったという点で意義と重要性を持つものである。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計3件）

- ① 佐々木 愛「明代における朱子学的宗法復活の挫折：一丘濬『家礼儀節』を中心に」『社会文化論集』（島根大学法文学部社会文化学科紀要）5号、45-62p, 2009年、査読無
- ② 佐々木 愛「不倫した妻は殺せるのか？—明清律・殺死姦夫律とその運用」『上智史学』53号、105-120p, 2008年、査読有

- ③ 佐々木 愛「国制、法、そして道徳の間」『第28次中国学国際学術大会論文集』,韓国中国学会、231-241p、2008年、査読無

〔学会発表〕（計3件）

- ① 佐々木 愛「国制、法、そして道徳の間」第二八次中国学国際学術大会、韓国中国学会、2008年8月
- ② 佐々木 愛「不倫した妻は殺せるか？—殺死姦夫律をめぐって」、第一回中国史国際研究交流会「中国近世社会史の課題」、2008年3月
- ③ 佐々木 愛「清明集與思想史研究」、「清明集与宋代社会」專題国際研究交流会、2006年12月

〔図書〕（計1件）

- ① 佐々木 愛, ほか計7名（清明集研究会）『名公書判清明集（官吏門）訳註稿』上、清明集研究会（汲古書院発売）、2008年

〔産業財産権〕

○出願状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織
(1) 研究代表者

佐々木 愛 (SASAKI MEGUMI)
島根大学・法文学部・准教授
研究者番号：00362905

(2) 研究分担者
()

研究者番号：

(3) 連携研究者
()

研究者番号：